《福祉支援課》

1 生活保護について【根拠法令: 生活保護法】

福祉保健局(中部福祉事務所)は三朝町の住民に係る保護の決定を行い、被保護世帯への訪問・指導、保護費支払い事務など保護の実施機関としての業務を行っている。住民に最も身近な町は、保護申請等の受付・進達、保護費の交付など福祉事務所に協力している。保護の種類には、①生活扶助、②住宅扶助、③教育扶助、④介護扶助、⑤医療扶助、⑥出産扶助、⑦生業扶助、⑧葬祭扶助の8種類がある。

(1) 平成25年度生活保護実施方針

ア 生活保護実施の基本方針

生活保護の運営にあたっては、要保護者に健康で文化的な生活を保障し、自立助長を図るという生活保護法の趣旨を具現化することを基本方針に、次のイー①から④を重点事項として保護の適正実施に努めるとともに、被保護者の自立支援を推進し、実施水準の向上を図ることとする。

イ 重点事項

- ① 保護の面接相談における適切な対応と事務処理
- ② 保護受給中における受給要件の確認と指導援助の推進
- ③ 医療扶助の適正運営の確保
- ④ 未収金の回収と適切な債権管理

(2) 生活保護の実施体制(H25年度)

区	分	查察指導員	現 業 員	
現	員	2人	1人	
備	考	福祉支援課長、課長補佐	担当員	

(3)管内保護動向

+ m++ 4	平成23年度 (平成24年3月末)			平成24年度 (平成25年3月末)		
市町村名	世帯数	人員	保護率 (‰)	世帯数	人員	保護率 (‰)
三朝町	3 0	3 9	5. 6	3 3	4 4	6. 4

[※]平成24年4月より県事務所所管は三朝町に係るものだけとなった。

2 児童福祉について

家庭における養育機能の低下、児童虐待、DV等に対応するため、保育所、母子生活支援施設等の役割がますます重要になってきており、これらの施設の円滑な運営を支援していく。

(1)保育所・児童館

保育所は倉吉市内に24か所、東伯郡内に22か所、認定こども園は倉吉市内に2か所、東伯郡内に5か所、児童館は倉吉市内に10か所、東伯郡内に6か所設置されている。当福祉保健局では、中部圏域の保育所及び児童館の適正な運営確保のための指導監査、施設整備に係る事前調整などを行う。

(2) 母子生活支援施設・助産施設

ア 母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のために就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談や助言等を行っている。

当福祉保健局では、上記保護者からの入所申込みがあったときは、その必要性を判断し、母子生活支援施設において母子保護を行う。

○圏域内の母子生活支援施設

(平成25年4月1日現在)

施設名	所 在 地	定員(世帯)
母子生活支援施設 倉 明 園	倉吉市上井550-3	2 0
母子生活支援施設 ブルーインター	倉吉市福守町407-14	3 0
小規模分園型母子生活支援施設倉明園	倉吉市海田西町1丁目285	5

イ 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて助産を行う。

○圏域内の助産施設

(平成25年4月1日現在)

施設名	所 在 地	定 員(人)	
鳥取県立厚生病院	倉吉市昭和町150	2 5	

3 ひとり親家庭等の自立支援について

近年の離婚の急増など母子家庭等をめぐるさまざまな状況の変化に対応し、母子家庭等の自立を促進するため、子育て・生活支援、就労支援、養育費の確保、経済的支援などの諸事業を実施する。

(1)ひとり親家庭等相談

母子自立支援員を配置し、求職相談、資金貸付相談、生活一般の相談その他ひとり親家庭の相談に 携わり自己決定・自己実現を支援する。

ひとり親家庭の自立の促進を図るため、各市町役場窓口へ制度案内パンフレットを配置するととも に、随時、相談者の希望する日時・場所で出張相談に応じる。

また、「ひとり親家庭福祉推進員」(県母子寡婦福祉連合会事業)が母子会に配置され、母子自立支援員と協力して相談に応じる。

(2) ひとり親家庭等就業・自立支援事業(就業等相談事業)

就労の支援については、ハローワークとの連携、資格取得支援、スキルアップのための職場体験研修の活用等により自立度の向上を支援する。

ア 無料職業紹介事業

無料職業紹介事業により、ひとり親家庭の母又は父、寡婦に対する求職活動の支援を行う。

イ 特別相談の実施

ひとり親家庭等が抱えている複雑多岐な問題のうち、一般相談では解決できない問題について 解決を図るため、専門家(弁護士等)による特別相談を実施する。

(3) 母子家庭等自立支援給付金事業

ア 自立支援教育訓練給付金事業

県があらかじめ指定した教育訓練講座の受講費用の一部を支給する。

- ① 支給額:受講料の4割相当額(上限10万円、下限4,001円)
- ② 対象者(次のすべての要件を満たす県内の町村(福祉事務所設置町村を除く)に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、事前に受給の相談のあった者)

- i 児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にあること。
- ii 受講開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと。
- iii 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。
- ③ 対象講座
 - i 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
 - ii 就業に結びつく可能性の高い講座
 - iii その他、上記に準じ総合事務所長が地域の実情に応じて対象とする講座

不 高等技能訓練促進費等事業

介護福祉士等経済的自立に効果的な資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合であり、かつ就労(育児)と修業の両立が困難な場合、生活費の負担軽減を図るため高等技能訓練促進費を支給する。

① 訓練促進費の支給期間等

修業期間の全期間(上限2年(平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した者については、修業する期間の全期間とし、平成24年4月1日から平成25年3月31日までに修業を開始した者については、修業する期間の全期間(上限3年)とする。))

訓練促進費は、月を単位として支給し、原則、申請のあった日の属する月以降の各月において支給する。

② 支給額

訓練促進費:月額 100,000 円

(平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額141,000円) (市町村民税課税世帯は70,500円)

一 時 金:50,000円(市町村民税課税世帯は25,000円)修了後に支給する。

③ 対象資格

看護師(准看護師を含む)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、その他の国家資格、その他知事が必要と認める資格

④ 対象者

次の要件をすべて満たす県内の町村(福祉事務所設置町村を除く)に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父(父子家庭については平成25年4月1日以降に修業を開始したもの)であって、資格を取得するために修業している者とし、事前に受給の相談のあった者

- i 児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にあること。
- ii 対象資格取得のため養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。
- iii 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。

(4) 母子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭等の自立を目的として、修学資金、就学支度資金をはじめとする12種類の貸付け事業を 行う。

児童に係る資金(修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金)は、児童本人に対する貸付が可能で、その際は、連帯保証人が必要であるが、母親が連帯保証人となることも可能である。 ※母親が連帯保証人となる場合には、保証能力を有していることが原則。

4 母子関係給付について

不妊治療費等支援事業

次世代育成の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額の医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)及び人工授精に要する経費の一部を助成します。

助成金の額:特定不妊治療

①国基準・・・特定不妊治療に要した経費に対して、1回の治療につき次の金額を限度 とし、1年度目は年3回まで、2年度目以降は年2回まで(ただし、通算 10回を超えない)を、通算5年度まで助成します。

- ・「体外受精(又は顕微授精)及び培養」の課程を含む治療 175,000円
- ・以前凍結した胚の移植、採卵したが欄が得られず中止 87,500円
- ②県独自助成・・・(新規)上記①の回数を超え治療を受けた場合、治療区分に関係なく 1回78,000円(回数制限なし)を助成します。
- 人 工 授 精・・人工授精に要した費用の 1/2 を 1 年度あたり 10 万円まで、通算 2 年度まで助成します。